

駒澤大学図書館所蔵図書の掲載等に係る規程

令和7年5月29日
制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学図書館利用規程(以下「利用規程」という。) 第8条に基づき、駒澤大学図書館(以下「図書館」という。)が所蔵する図書館資料(以下「所蔵図書」という。)の掲載、翻刻、展示及び放映・Web配信等(以下「掲載等」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載とは、写真技術を用いて、所蔵図書を撮影した資料及び複製された影印を使用し、刊行(出版)することをいう。また、掲載の範囲が所蔵図書の半分を超える場合を全頁掲載という。
- (2) 翻刻とは、異体字やくずし字等で記された所蔵図書を底本として活字体等に置き換え、自身の著作物等に使用することをいう。また、翻刻の範囲が所蔵図書の半分を超える場合を全頁翻刻という。
- (3) 展示とは、展示会を催すため資料の貸出しを受け公開することをいう。
- (4) 放映・Web配信とは、テレビ放送、インターネット、動画等で資料の原本又は複製を映しだすことをいう。

(申込手続)

第3条 掲載等の申込ができる者(以下「申込者」という。)は、利用規程第2条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する者とし、申込が必要な場合は、所定の手続きにより、図書館長の許可を得なければならない。なお、著作権法が定める条件を満たした引用は、図書館長の許可を必要としないものとする。

(許可)

第4条 図書館長は、次の各号のいずれかを目的とする場合に限り、掲載等を許可する。

- (1) 教育・研究の用に供するものであると認められるとき。
- (2) 本学の有益な宣伝・広告の用に供するものであると認められるとき。
- (3) その他、図書館長が許可すべき内容であると認めたとき。

(制限)

第5条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、掲載等を許可しないことがある。

- (1) 著作権法に抵触するおそれがあるとき。

- (2) 図書館協会等のガイドライン等に抵触するおそれがあるとき。
- (3) 所蔵図書の保存上、悪影響が生じると認められるとき。
- (4) 図書館の事務処理に支障が生じると認められるとき。
- (5) 海外団体所属者、海外研究機関所属者からの掲載、翻刻の申込については貴重図書、複製を制限する図書、準貴重図書、一般図書及び雑誌の別なく原則として不許可とする。ただし、電子貴重書庫の画像データの利用は、本学の提示する条件を満たす場合、所定の手続きのうえ許可する。
- (6) 海外団体所属者、海外研究機関所属者からの展示、放映・Web配信の申込については貴重図書、複製を制限する図書、準貴重図書、一般図書及び雑誌の別なく原則として不許可とする。
- (7) その他、図書館長が不適当と認めたとき。

(遵守義務)

第6条 申込者は、掲載等にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 掲載等の手段・方法は、係員の指示に従うこと。
- (2) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (3) 出版物・映像等の中に駒澤大学図書館所蔵であることを明記すること。
- (4) 掲載した出版物、又は放送した当該番組がデジタルデータで保存された記録媒体を1部図書館に寄贈すること。
- (5) 当該所蔵図書のデジタルデータ等を図書館が所有している場合は、原則としてそれらを利用すること。
- (6) 著作権者等による許諾が必要か否かを確認し、申込者の責任において必要な手続きを履行すること。
- (7) 原本を展示する場合は、原則として、原本に保険をかけ、搬出入は美術品輸送専門業者に依頼すること。
- (8) その他、所蔵図書の保全上、図書館長が特に必要と認めた措置を講じること。

(許可の取消)

第7条 図書館長は、申込者が前条の各号に従わない場合は、掲載等の許可を取り消すことがある。取消により生じる不利益は、申込者が負うものとする。

2 許可を取り消された申込者に対しては、以後の掲載等を許可しないことがある。

(掲載・翻刻の運用)

第8条 貴重図書、複製を制限する図書、準貴重図書の掲載・翻刻の運用は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者には、全頁又は一部の掲載・翻刻の申込を認める。
- (2) 利用規程第2条第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する者には、全頁の

掲載の申込を認めない。ただし、一部の掲載・翻刻及び全頁の翻刻の申込は認める。

- (3) 利用規程第2条第1項第10号に該当する者は、図書館長が全頁又は一部の掲載・翻刻の申込を認めるか否かを決定する。

(料金)

第9条 申込者は、別表に定める掲載等の料金を支払わなければならない。なお、複製に伴い発生した料金については別途、駒澤大学図書館複製に係る規程第9条に定める料金を支払わなければならない。

- 2 別表に記載のない一般図書及び雑誌の掲載等については、料金は無料とする。

(弁償)

第10条 申込者は、所蔵図書に損傷を与えた場合、その損害を弁償しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、図書館運営分科会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

【別表】

資料の区分	申込者	学内者	学外者	図書館長が許可した者
		※1	※2	※3
全頁掲載 ※4、※5	貴重図書 複製を制限する図書	無料	不可	4,000円/1書誌
	準貴重図書	無料	不可	1,000円/1書誌
全頁翻刻 ※4、※5	貴重図書 複製を制限する図書	無料	4,000円/1書誌 ※6、※7	4,000円/1書誌
	準貴重図書	無料	1,000円/1書誌 ※6、※7	1,000円/1書誌
一部掲載、 一部翻刻 ※4、※5	貴重図書 複製を制限する図書	無料	2,000円/1書誌 ※6、※7	2,000円/1書誌
	準貴重図書	無料	無料	無料

展示 ※8	貴重図書 複製を制限する図書 準貴重図書	無料	10,000円/1企画	10,000円/1企画
放映・ Web配信 ※8、※9	貴重図書 複製を制限する図書 準貴重図書	無料	20,000円/1企画	20,000円/1企画

※1 学内者は、利用規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者。

※2 学外者は、利用規程第2条第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する者。

　　海外団体所属者、海外研究機関所属者の申込については、本規程第5条第1項第5号及び第6号において定める。

※3 図書館長が許可した者は、利用規程第2条第10号に該当する者。

※4 原則として、所蔵図書の複製・翻刻をインターネット上で公衆送信することは認めない。ただし、学内の業務利用はこの限りではない。なお、学術機関リポジトリをはじめとした研究成果の公開基盤において、所蔵図書の複製・翻刻を使用した論文等を掲載することは可とする。

※5 「1書誌」とは、分冊された場合であっても、同一資料名である限り「1」書誌として扱う。

※6 卒業論文・修士論文・博士論文へ掲載・翻刻する場合及び学生が公表する論文・研究発表等へ掲載・翻刻する場合は、無料とする。

※7 本規程第5条第1項第5号における電子貴重書庫の画像データ利用時に適用する。

※8 1企画において、掲載、翻刻、展示及び放映・Web配信の中から複数の申込をした場合は、高額な料金のみを適用し、重複して料金を徴収しないものとする。

※9 放映・Web配信において、映像を改変せず再放送する場合は、料金を追加徴収しないものとする。